

令和3年

第2回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和3年11月2日

札幌ガーデンパレス2階孔雀・白鳥（2）

令和3年第2回北海道後期高齢者医療広域連合定例会会議録

令和3年11月2日（火曜日） 午後2時00分開会

出席議員（28名）

1 畠山 涉	2 水谷 洋一
3 寺島 努	4 伊藤 浩一
5 松尾 和仁	6 野村 淳一
7 大西 智	8 日下 博文
9 迫 俊哉	10 中西 俊司
11 大石 正行	12 山下 英二
13 小田島 雅博	14 大山 修二
15 佐々木 康宏	16 遠藤 ハル子
17 加藤 龍幸	18 西城 賢策
19 喜井 知己	21 山田 一仁
23 松井 廣道	24 野村 洋
25 菊谷 秀吉	27 堀 雅志
28 石塚 隆	29 寺島 徹
30 若松 市政	31 西畑 広男

欠席議員（2名）

20 大野 克之	26 工藤 広
----------	---------

説明のため出席した者

広域連合長	原 田 裕
副広域連合長	池 部 彰
代表監査委員	中 村 秀春

広域連合事務局長	金 谷 学
広域連合事務局次長	木 谷 結樹
広域連合事務局次長	中 村 英一
広域連合事務局総務班長	長 島 正昭
広域連合事務局総務班 企画財政担当班長	有 馬 美沙子

広域連合事務局総務班	
電算システム担当班長	猪 股 博 志
広域連合事務局資格管理班長	濱 井 優 樹
広域連合事務局医療給付班長	津 田 剛 志
広域連合事務局医療給付班	
債権管理担当班長	有 田 勝 紀
広域連合事務局医療給付班	
保健企画担当班長	星 田 剛
広域連合会計管理者	池 田 由起子

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	木 谷 結 樹
議会事務局次長	長 島 正 昭
議会事務局書記	阿 部 妃佐子
議会事務局書記	橋 本 亮

議事日程(第1号)

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
 - 報告第3号 令和3年度定期監査の結果に関する報告
 - 報告第4号 例月現金出納検査結果報告
- 日程第5 議会運営委員選任の報告
- 日程第6 議案第9号 副広域連合長の選任について
- 日程第7 議案第10号 令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第11号 令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第12号 令和3年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第13号 令和3年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第14号 専決処分の承認について(令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算(第3号))
- 日程第12 議案第15号 北海道後期高齢者医療広域連合債権管理条例案
- 日程第13 議会運営委員会所管事務調査について

会議に付した事件
議事日程のとおり

午後 2 時 0 0 分開会

◎開会宣告・開議宣告

○議長（山田一仁） これより、令和 3 年第 2 回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、28 名で定足数に達しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 議席の指定

○議長（山田一仁） 日程第 1 議席の指定を行います。

令和 3 年 8 月 5 日告示の当広域連合議会議員選挙において、新たに 6 人の議員が当選されましたことから、会議規則第 4 条の規定に基づき、市長、町村長及び町村議会議員の区分について議席を変更いたします。

議席につきましては、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（山田一仁） 次に、日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、大石正行議員、大西智議員を指名いたします。

◎日程第 3 会期の決定

○議長（山田一仁） 次に、日程第 3 会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日 1 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山田一仁） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をいたしました。

◎日程第 4 諸般の報告

○議長（山田一仁） 次に、日程第 4 諸般の報告を議会事務局長からいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（木谷結樹） 御報告申し上げます。

地方自治法第 292 条の規定において準用する同法第 121 条の規定により説明員は、印刷物に記載のとおりでございます。

また、議会に提出されました案件の数につきましても、印刷物に記載のとおりでございます。

さらに、監査委員から報告のありました報告第 3 号令和 3 年度定期監査の結果に関する

報告及び報告第4号例月現金出納検査結果報告の令和3年1月から8月分までを配付いたしております。

なお、本日の会議に工藤広議員、大野克之議員から欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。

◎日程第5 議会運営委員選任の報告

○議長（山田一仁） 次に、日程第5 議会運営委員選任の報告を行います。

欠員となりました議会運営委員に、北海道後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第4条の規定に基づき、工藤広議員を指名しております。

◎日程第6 議案第9号

○議長（山田一仁） 次に、日程第6 議案第9号副広域連合長の選任について議題とします。

なお、本定例会においては、議会運営委員会の確認により、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、質疑の際、各議員は質疑終了まで登壇していただくこととし、説明者及び答弁者は説明及び答弁を自席で行うことといたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（原田 裕） ただいま上程をされました議案第9号副広域連合長の選任について御説明いたします。

令和3年9月22日付けで退任された高橋前副広域連合長の後任として、南富良野町長であります池部彰氏を選任することとし、北海道後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

どうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（山田一仁） 質疑、討論の通告はありませんので、これより議案第9号を採決します。

議案第9号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山田一仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、副広域連合長の出席を求めます。

このまま暫時休憩します。

午後2時04分休憩

午後2時05分再開

○議長（山田一仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、副広域連合長から御挨拶したい旨の申出があります。

副広域連合長。

○副広域連合長（池部 彰） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

先ほど副広域連合長選任に対する御同意をいただき、その重責に身の引き締まる思いがいたしているところでございます。

さて、北海道では後期高齢者医療制度の創設時に 61 万人であった被保険者数が現在 83 万人を超え、そう遠くない時期に 100 万人を超えると見込まれております。また、マイナンバーカードの保険証利用が開始され、令和 4 年度後半には窓口負担に 2 割負担区分の導入が予定されるなど、後期高齢者医療を取り巻く環境が大きく変わろうとしております。

こうした状況下であり、まだ新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中ではございますが、被保険者の皆様に不安を与えることのないように、制度運営に全力を尽くすことが広域連合の使命であると認識をいたしております。

私も南富良野町長として福祉行政に取り組み、後期高齢者医療にも関わってまいりましたが、これらの経験を生かして、広域連合の適切かつ円滑な業務運営に努め、原田連合長とともに、職務を全うしてまいる所存でございます。

議員各位の特段の御指導と御協力のほどお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、就任に当たっての私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎日程第 7～第 8 議案第 10 号～第 11 号

○議長（山田一仁） 次に、日程第 7 議案第 10 号令和 2 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第 8 議案第 11 号令和 2 年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について、以上の 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金谷事務局長。

○事務局長（金谷 学） ただいま上程をされました議案第 10 号令和 2 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第 11 号令和 2 年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付し、併せて同条第 5 項の規定により、令和 2 年度における主要な施策の成果を説明する書類等を提出するものであります。

「令和 2 年度主要施策の成果説明書」によりまして、御説明をいたします。

1 ページを御覧ください。

被保険者の増加等に伴い、後期高齢者医療費が増加する中で、当広域連合としては市町村と連携しながら安定的かつ円滑な制度の運営に努めております。

令和2年度の事業運営においては、保険給付を円滑かつ適正に行うとともに、レセプト点検をはじめ、医療費通知や後発医薬品利用差額通知などの医療費適正化事業を継続して行っております。

また、市町村などと連携して健康診査や歯科健康診査などの保健事業に取り組むなど、被保険者の健康増進を支援してまいりました。

2ページの表を御覧ください。

令和2年度歳入歳出決算額であります。一般会計は、歳入総額が19億8,353万5,135円であり、歳出総額は17億6,266万8,475円であります。歳入歳出差引額は、2億2,086万6,660円であります。

後期高齢者医療会計は、歳入総額が8,917億8,280万9,162円であり、歳出総額は8,374億9,462万3,345円あります。歳入歳出差引額は、542億8,818万5,817円あります。

両会計を合計いたしますと、歳入総額が8,937億6,634万4,297円、歳出総額は8,392億5,729万1,820円であり、歳入歳出差引額は、545億905万2,477円あります。

令和3年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額となっております。

また、令和元年度実質収支額の187億5,892万8,105円を差し引いた357億5,012万4,372円が、令和2年度の単年度収支額でありました。

3ページを御覧ください。

一般会計決算につきまして、初めに歳入の御説明をいたします。

まず、1款分担金及び負担金につきましては、共通経費として構成市町村より御負担いただいている事務費負担金でありまして、16億9,136万3,000円の収入となっております。

2款国庫支出金につきましては、運営協議会経費及び後発医薬品の使用促進のための普及・啓発経費等を補助対象とする特別調整交付金でありまして、211万8,094円の収入となっております。

3款財産収入につきましては、財政調整基金に対する預金利子でありまして、9万1,853円の収入となっております。

4款繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金でありまして、1億4,413万1,000円の収入となっております。

5款繰越金につきましては、令和元年度の決算剰余金から財政調整基金に積み立てた残額として、1億4,413万306円を繰り越したものであります。

6款諸収入につきましては、歳計現金預金利子や職員からの公宅使用料収入などの雑入でありまして、170万882円の収入となっております。

4ページを御覧ください。

続きまして、歳出であります。主なものについて御説明いたします。

1款議会費につきましては、令和2年度に定例会を2回開催し、193万3,920円の支出となっております。

2款総務費につきましては、広域連合事務局の管理及び運営に要した経費や制度周知等の広報経費、運営協議会経費などのほか、選挙管理委員会及び監査委員の経費でありまして、3億1,195万8,192円の支出となっております。

4 款諸支出金につきましては、医療会計に対する事務費相当分等の繰出金及び令和元年度の国庫補助金のうち、超過交付となった金額を国に返還する国庫支出金等返還金でありまして、14 億 4,877 万 6,363 円の支出となっております。

少し飛びますが、11 ページを御覧ください。

医療会計決算につきまして、初めに、歳入の御説明をいたします。

まず、1 款市町村支出金につきましては、市町村が被保険者から徴収した保険料負担金のほか、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定負担金、さらには、療養の給付等に要する費用を市町村が定率負担する療養給付費負担金でありまして、1,469 億 9,305 万 5,710 円の収入となっております。

2 款国庫支出金につきましては、療養給付費負担金及び高額医療費負担金のほか、11 ページの表にあります調整交付金など 4 種類の国庫補助金でありまして、3,082 億 5,746 万 6,516 円の収入となっております。

12 ページを御覧ください。

3 款道支出金につきましては、療養給付費負担金、高額医療費負担金及び財政安定化基金支出金でありまして、741 億 2,881 万 3,986 円の収入となっております。

4 款支払基金交付金につきましては、後期高齢者医療制度に対して、現役世代が負担する支援金として、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるものでありまして、3,295 億 7,526 万 5,155 円の収入となっております。

5 款特別高額医療費共同事業交付金につきましては、著しく高額な医療費の発生による財政への影響を緩和するため、全国の広域連合からの拠出金を基に国民健康保険中央会より交付されるものでありまして、3 億 6,079 万 9,838 円の収入となっております。

6 款財産収入につきましては、運営安定化基金に対する預金利子でありまして、202 万 4,405 円の収入となっております。

7 款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金のほか、医療給付に係る年度間の財源調整のための運営安定化基金からの繰入金でありまして、131 億 8,462 万 6,861 円の収入となっております。

8 款繰越金につきましては、令和元年度の決算剰余金 184 億 7,066 万 6,799 円を繰り越したものであります。

13 ページを御覧ください。

9 款諸収入につきましては、歳計現金預金利子のほか、交通事故等賠償金である第三者納付金、不正利得等返納金である返納金、雇用保険料収入などの雑入、さらには、保険料の延滞金でありまして、8 億 1,008 万 9,892 円の収入となっております。

続きまして、歳出であります。主なものについて御説明いたします。

1 款後期高齢者医療費につきましては、総務管理費及び保険給付費でありまして、8,294 億 6,941 万 7,657 円の支出となっております。

これらのうち、総務管理費につきましては、本制度の運営に要した事務関連経費や、給付関連の業務委託費などの一般管理費のほか、会計管理費及び電算処理システム費でありまして、14 億 5,623 万 5,833 円の支出となっております。

もう一方の保険給付費につきましては、13 ページの表にあります療養給付費のほか給付関連経費でありまして、8,280 億 1,318 万 1,824 円の支出となっており、医療会計決算額

全体の 98.9%を占めております。

14 ページを御覧ください。

3 款諸支出金につきましては、市町村が実施した長寿・健康増進事業及び新型コロナウイルス感染症に係る経費などに対する補助金及び交付金並びに令和元年度の国・道による負担金及び補助金のうち、超過交付となった金額を国・道に返還する国庫支出金等返還金及び保険料の還付金等でありまして、80 億 2,520 万 5,688 円の支出となっております。

最後に、飛びますが、37 ページを御覧ください。

基金の運用状況であります。

運営安定化基金につきましては、医療給付に係る年度間の財源調整と、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を実施するため、保険料の一部を基金に積み立てているものでありまして、令和 2 年度末現在高は 85 億 8,618 万 9,241 円となっております。

財政調整基金につきましては、地方自治法にのっとりた決算剰余金の処分により、財政の健全な運営に資することや、臨時的な施策等に対応するため、剰余金の 2 分の 1 を下らない額を基金に積み立てているものでありまして、令和 2 年度末現在高は 5 億 73 万 9,937 円となっております。

なお、財政調整基金には、令和 5 年前後に予定される電算システム機器更改の費用に充てるため、令和元年度から毎年 1 億 6,000 万円を積み立てることとしております。

以上で、ただいま上程されました議案についての御説明を終わらせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書が提出されております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山田一仁） これより、議案第 10 号及び議案第 11 号に対する一括質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑については、会議規則第 56 条により同一議題については 3 回までとなっております。

また、議会運営委員会の確認により、発言時間は、議員 1 人につき、全議題を通して、答弁を含め 40 分以内となっておりますので、質疑、答弁ともに簡潔にお願いいたします。

それでは、遠藤ハル子議員。

○遠藤ハル子議員 議案第 11 号の質疑をいたします。

比布町議会遠藤ハル子です。

令和 2 年度後期高齢者医療歳入歳出決算について保健事業費のうち、北海道後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の改定によりスタートいたしました広域連合と市町村の保健介護一体的実施事業等について質問をいたします。

この事業については、本年 2 月にも質問をいたしました。その後の決算も行われ、正確な指標も公表されましたので、改めて質問をいたします。

質問の 1 つには、一体的事業の初年度である令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大が猛威を振るい、各種保健事業、介護支援事業等にも多大な影響を及ぼしたものと考えます。

とりわけ、高齢者の受診控えが広がり、事業推進への影響も大きかったと推測いたしますが、概略的にお答えください。

質問の2つには、この事業の受託市町村が51、受託率28.5%にとどまったのはどういう事情からか明らかにしていただきたい。

また、次年度以降の受託見通しについてどのような展望をお持ちなのか、お示しをいただきたい。

質問の3つには、健診受診率が11.52%と受診者数で対前年比約1万7,000人、受診率が2.42%下がり、伸び率は17.32%となりました。令和2年度北海道の後期高齢者医療パンフレット17ページの説明欄では、新型コロナウイルス感染症の影響によるとなっております。

一方で、寿都町や鷹栖町、占冠村などは、高水準の受診率を示しています。落ち込んだ市町村とどこが違うのか教訓を引き出して今後に生かすべきと考えますが、お答えください。

○議長（山田一仁） 答弁を求めます。

金谷事務局長。

○事務局長（金谷 学） 事務局長の金谷でございます。

大きく3つの御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症が保健事業に与えた影響ということでございます。

新型コロナウイルス感染症が保健事業に与えた影響ということですが、議員御指摘のとおり、令和2年度は1年を通じて新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けておりまして、健康診断をはじめとした各種保健事業などに大きな影響があったところでございます。実施を一時中断をしているというような市町村も多かったわけですが、事業を実施できた場合でも、人と人との接触が制限される中で、対応に当たっては、検温、手や指の消毒、マスク着用、換気、対象者との距離の確保、様々なことに気を配りながら実施をしていると伺っているところです。

続きまして、令和2年度における一体的実施事業の受託状況と次年度以降の見通しということでございます。

令和2年度は、179市町村のうち51の市町村に受託をしていただきました。率にして28.5%となります。全国の率ですけれども、全国は20.7%でしたので、全国平均より7.8ポイント上回っていたという状況でございます。令和2年度は事業開始の初年度ということもありまして、「他の自治体の取組状況を見てから取り組みたい」というような声も多くあったところでございます。令和3年度は82市町村、率にして45.8%の市町村が受託をしておりまして、令和4年度は95市町村に増える見通しでございます。

続きまして、健診受診率に関しての御質問でございます。

御指摘のとおり、誠に残念ながら、令和2年度の健診受診率は、令和元年度に比べて大きく下がっているところでございます。御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の状況は都市部とそれ以外の地域で大きく異なっているようでございます。特に、札幌市では感染者数が多かったことから、医療機関がひっ迫し、さらに、健診が中止になった時期も

あったことなどから、受診率が令和元年度に比べて3.65%減少しております。これが北海道全体の率を下げる要因の一つになったものと考えております。

一方で、寿都町など以前から受診率が高い市町村におきましても、令和2年度は受診率は減少しております。コロナ禍での事業実施には、相当の困難があったものと考えているところでございます。

令和2年度は、大変厳しい状況でございましたが、当広域連合といたしましては、市町村で行っている好事例を全道に横展開するなど、受診率向上のために努力をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山田一仁） 遠藤ハル子議員。

○遠藤ハル子議員 それでは、再質問をいたします。

受託できない大きな要因の主な3つを挙げますと、今言われた他自治体の様子を見てから、それからほかに医療専門職の人的資源不足と関係部局との合意ができないと、大体5つ、6つあるうちの大きな要因はこの3つにあります。

それで、1万5,000人以上の人口の自治体ほど顕著に表れて、この先、令和5年になっても、まだ受託未定の自治体が77自治体、このところまでどう責任を持って今後健診を介護一体事業にしていくのか、まず、ここが広域連合の力が試されていると思いますが、まずここを2つ目の質問に対して再質問いたします。

それと、3つ目のコロナ禍の影響の中でも、健診受診率をあまり大きく下げていない自治体からの教訓といたしまして、まず、鷹栖町のホームページ、ここの健診率としては鷹栖町は全道2位なのですが、ここの鷹栖町のホームページでは、保健師さんの7人の顔写真がまず載っているというのが、すごく印象的でした。要綱など、いろいろ書いてはありますけれども、すごく親しみの持てるホームページだと思って見ていました。本当に顔の見えることは安心感や信頼感につながって、本当に町民と自治体との関係が深まっていくのではないかと感じて見ていました。

少し余談になりますが、比布町ではエクスマというやつを全国で好評なので、比布町ではその藤村さんと呼んで話を何回も聞いたのですけれども、「物を売るな、体験を売れ」ということなので、この顔写真を載せているということが本当にただ行けばいいということではなくて、健診をしてもらうという体験を通して自治体の保健師さんとの絆がさらに深まるのではないかと感じて、この鷹栖町の取組、ホームページを見れば詳しく書いてありますが、鷹栖町の教訓を全道に広めたらどうかなというように思います。

それと、私の住んでおります比布町ですが、今年の4月から保健師さんが退職しまして、1人補充したのですが、町内で生まれた方が保健師さんになりまして、誰々さんの子供さんみたいな感じですごく親しみを持たれた保健師さんが1人採用されまして、活動しております。

それで、去年も質疑のときにしましたけれども、地域の業務に係る経費で生活圏ごとに年額50万円の制度ありますよね。それで、体成分分析器というのを入れたというので、早速、私も体験して体成分の分析を受けましたが、どのようにしたのかというと、5年間の

レンタルだそうです。ですから、本当に高額な機械をレンタルをできたということで、保健センターに置かれているので、誰でも気軽に体成分の分析器を利用することができます。

それで、先日、介護予防事業のサロンに保健師さんが3人来られて、私もそこにサポーターとして参加していましたが、2時間丸々滞在しまして、自分の健康状態を聞いたり、把握したり、健診につなげるような事業をしているのを私も体験しました。

それで、比布町は令和元年度は17.81%で、令和2年度は20.65%とコロナ禍でも受診率がアップしております。全道51位から29位になりまして、後期高齢者の対象者、62人が減っている中でも受診者は10人が増えておりまして、分析すれば新しく後期高齢者になった方が受診をしております。毎年検診を受けるものだとの意識があるのではないかと話しております。

また、同じく比布町の歯科健診については、30歳、40歳、50歳に無料クーポンを送って、町内の歯科への個別健診も始めました。昨年は糖尿病の方を中心にしていたのですが、今年からその糖尿病を外しまして、枠を広げてまた事業を始めました。

それと、鷹栖町の健診率、これも上川総合振興局では受託自治体が多いのですが、鷹栖町も全道2位ということで、非常に興味を持ってお電話しました。保健師さんがやはり高齢者の方は毎年健診を受けるものとの日常生活の中で位置づいていて若い世代が薄いので、人間ドックや健康によいものを景品とする商品券を出して、受診率向上対策をしております。地区に分けて11日間も開催しておりまして、比布町は1か所だけなのですけれども、ここは非常に地区ごとに分けて、長い期間、健康診断、特定健診をしております。コロナ禍で地域の人だけで受診できるのが、安心だとも言っております。

ここの鷹栖町は保健師7名体制なのです。本当に珍しいことではあるのですが、鷹栖町は先ほど紹介しましたが、ちょっと詳しくなってしまうかもしれませんが、そういうことでさらに対象者も減ってはおりますが、さらに頑張ると言っております。

ということで、私が調べた中では本当に健診の受診率が上がっているところ、下がっているところ、いろいろありますが、町民の健康を守りたいという気持ちをさらに広域連合議会でもどう広げていくのかということ、さらに最初に質問いたしました令和5年以降の健診の移行の計画がないということへ今後どう広げていくのか、さらに質問をいたします。

○議長（山田一仁） 答弁を求めます。

金谷事務局長。

○事務局長（金谷 学） 大きく2点の再質問かというように思います。

まず、一体的実施事業について大きく3つの要因があるというお話がありまして、そのとおりでございます。そのほかにも要因が絡まっているという状況かと思えます。

そのような中で、広域連合としてどのようにしていくのかというようなことでもございますけれども、実は令和3年度の実績でございますけれども、本年の7月から8月にかけて、北海道と国保連合会、当広域連合の3者で共催という形で市町村の担当者の方々との意見交換会を開催をしているところでございます。今年度については、北海道内4か所、具体的には旭川市、稚内市、岩見沢市、函館市の4か所でございます。

当広域連合のほうからは、国の交付基準、なかなか分かりづらいのですが、国の交付基準ですとか、事業の年間のスケジュール、このくらいの頃に予定を立てて、このくらいの頃に広域連合に計画を出して、それで政策が行われていくというような年間スケジュールなどを情報提供したところがございます。市町村の皆様からは、担当者の方ということで非常に有意義でございましたけれども、取組の状況あるいは課題等についてお伺いをしているところがございます。

来年度におきましても、北海道、国保連合会、広域連合の3者で協力しながらこの取組、意見交換会の取組を継続していくということでほぼ合意をしておりますので、力合わせて市町村を支援してまいりたいと考えているところがございます。

次に、鷹栖町ですとか、比布町の取組、いろいろ御紹介をいただきました。ありがとうございます。

寿都町などだと、かかりつけ医の方と連携をして進めているとか、御紹介のありました鷹栖町でうちのほうが把握しているところとしては、町内の医療機関に加えて、生活圏域で旭川市内の医療機関でも受診が受けられるように、鷹栖町と旭川市内の病院が委託契約を結んで健診受診の利便性を高めていると、そのような取組も鷹栖町のほうで行っているというように把握をいたしているところがございます。

高いところのよい取組を横展開していくということが大切かと考えておりますけれども、広域連合といたしましては、平成25年度に受診率向上のために有効と考えられる事例や具体的な取組を盛り込みました後期高齢者健康診査の手引きを作成しております。それは平成29年度に改訂版を作成したところがございますけれども、現在フレイルという新しい概念が登場しておりますし、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施がスタートしたことなどから、この手引きの改定作業を進めております。お話にございました鷹栖町ですとか、あるいは議員の地元である比布町も良い取組をして健診率を上げているということでございますので、そういうことも参考にしながら最新の好事例をその手引きに掲載をしていくことで全道に広げていければというようなことを考えております。

以上でございます。

○議長（山田一仁） 遠藤議員。

○遠藤ハル子議員 最終的に全道市町村のあと77ですか、残りについての責任、責任と言うのもおかしいですが、事前に保健課と介護予防事業課は既に事業をしておりますので、今後はやはりどう連携していくのかということがやはり大切ですし、何ができないのかというところの疑問点です。先ほどワーキンググループの会合もあったということで、そこにもいろいろ悩みや課題とかも明らかになっているのも私も読ませていただきましたが、やはりまだ平成5年度以降も一体事業に参加できない大きな市町村を残さないように、ぜひ今後も力を入れていっていただきたいなと思ひまして、3回目の質疑を終わります。

○議長（山田一仁） 金谷事務局長。

○事務局長（金谷 学） 再々質問ということで、ありがとうございます。

議員も御指摘のとおり、大きな都市で、特に札幌市はまだ取組が進んでいないという状況にあります。

そのような中で、札幌市も担当部局はいよいよ決まったように聞いておりますので、いろいろ工夫をしながら、令和4年度には難しいのではないかなというように正直思っておりますけれども、令和5年度、令和6年度に向けて加速していくように広域連合としても参考となる事例を積極的に紹介をしたり、働きかけていくことによって、大きな市町村にも取り組んでいただけるように努力したいと思えます。

以上でございます。

○議長（山田一仁） これで質疑を終わります。

これから、議案第10号及び議案第11号に対する討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

野村淳一議員。

○野村淳一議員 ただいま一括上程されました議案第10号令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定及び議案第11号令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論いたします。

令和2年度の予算編成の最も大きな課題は令和2年度及び3年度の新保険料率設定の問題であり、軽減特例の段階的廃止問題でした。私はその際、質疑を通し、いずれも加入者の負担増につながる問題だとして強く指摘し、反対をいたしました。

しかし、決定された保険料は1人当たり9万4,632円で全国16位、均等割額は5万2,048円で同9位、所得割率は10.98%で全国第1位です。トータルで3,319円の引上げとなりました。2011年4月に厚労省から公表された所得階層別被保険者数のデータを見れば、北海道のいわゆる所得なし層の構成比は約55.9%で、全国平均の50.84%を5.1%上回っています。つまり北海道の後期高齢者は、所得の低い階層の加入者が多いということです。年金が減り、負担が増える環境の下に暮らす高齢者にとって、このような保険料率の引上げは到底容認できるものではありません。

さらに、追い打ちをかけるように軽減特例措置の段階的廃止が進められました。従来の9割軽減は令和2年度以降21万8,000人が7割軽減とされ、8.5割軽減についても、令和2年度は4月分から9月までを8.5割軽減、10月から翌年3月まで7割軽減とし、年間を通じて18万8,000人を7.75割軽減としたため、合計約40万人の被保険者が負担増となりました。2021年5月21日付けで公表されました財政制度審議会の財政健全化に向けた建議は、全世代型社会保障改革の残された課題として医療費適正化に向けたガイダンスの強化のためと称して、後期高齢者医療制度のさらなる見直しを進めようとしています。

こうした高齢者に負担増を求める国の医療費削減政策の下、医療を年齢で区別するという世界に類例のない制度から来る矛盾として高齢者を苦しめる原因となっています。

したがって、この医療制度を以前の老人保険制度に戻すことこそが、様々な不公平と負担増を解決する道であることを述べて、反対討論といたします。

○議長（山田一仁） これで討論を終わります。

これより、採決に入ります。

採決は分割により行います。

まず、議案第 10 号令和 2 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 10 号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山田一仁） 起立多数であります。

したがって、議案第 10 号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 11 号令和 2 年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 11 号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山田一仁） 起立多数であります。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり認定されました。

◎日程第 9～第 10 議案第 12 号～第 13 号

○議長（山田一仁） 次に、日程第 9 議案第 12 号令和 3 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）及び日程第 10 議案第 13 号令和 3 年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）以上の 2 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金谷事務局長。

○事務局長（金谷 学） ただいま上程をされました議案第 12 号令和 3 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）及び議案第 13 号令和 3 年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）につきまして、それぞれ事項別明細書により御説明をいたします。

初めに、議案第 12 号令和 3 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、御説明いたします。

この補正予算案は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 10 万 7,000 円を追加するものであります。

それでは、詳細につきまして、一般会計事項別明細書の 3 ページを御覧ください。

まず、歳入であります。1 款分担金及び負担金 1 項負担金の減額につきましては、令和 2 年度市町村事務費負担金の実績により、2 億 2,075 万 9,000 円を今年度の市町村事務

費負担金との相殺に伴い、減額し精算するものであります。

次に、財政調整基金からの繰入金である4款繰入金1項基金繰入金1億1,043万4,000円及び5款繰越金1億1,043万2,000円の増額につきましては、先ほどの市町村事務費負担金の精算及び後ほど御説明いたします国庫支出金の返還に要する財源となるものであります。

続きまして、4ページを御覧ください。

歳出であります。4款諸支出金2項償還金及び還付加算金等10万7,000円の増額につきましては、後発医薬品の普及啓発経費等に対して、令和2年度に概算で交付されていた国庫支出金を精算するため、返還するものであります。

続きまして、議案第13号令和3年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

この補正予算案は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ422億5,773万8,000円を追加するものであります。

それでは、詳細につきまして、後期高齢者医療会計事項別明細書の3ページを御覧ください。

まず、歳入であります。1款市町村支出金1項市町村負担金につきましては、令和2年度市町村療養給付費負担金の実績により、40億3,253万6,000円を今年度の市町村療養給付費負担金との相殺に伴い、減額し精算するものであります。

次に、3款道支出金1項道負担金につきましては、令和2年度の高額医療費などの実績により、4,398万5,000円を増額し精算するものであります。

次に、4款支払基金交付金につきましては、令和2年度の療養給付費などの実績により、80億4,189万6,000円を今年度の後期高齢者交付金との相殺に伴い、減額し精算するものであります。

次に、4ページを御覧ください。

8款繰越金の542億8,818万5,000円の増額は、令和2年度後期高齢者医療会計の決算上生じた剰余金でございますが、これは、前年度に受け取った国及び道、社会保険診療報酬支払基金からの負担金に係る精算などに対する財源となるものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

歳出であります。1款後期高齢者医療費2項保険給付費の7目運営安定化基金費につきましては、医療給付に係る財源の年度間調整として基金に積み立てるため、176億8,879万2,000円を増額するものであります。

次に、3款諸支出金2項償還金及び還付加算金等の1目償還金245億6,894万6,000円の増額につきましては、令和2年度に概算で交付されていた国及び道からの支出金を療養給付費などの実績により精算するため、返還するものであります。

以上で、ただいま上程されました議案についての御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山田一仁） 質疑、討論の通告はありませんので、これより、議案第12号及び議案第13号の2件を一括採決します。

議案第12号及び議案第13号の2件については、原案のとおり可決することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山田一仁) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号及び議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第14号

○議長(山田一仁) 次に、日程第11 議案第14号専決処分の承認について(令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算(第3号))を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金谷事務局長。

○事務局長(金谷 学) ただいま上程をされました議案第14号令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算(第3号)に関する専決処分の承認につきまして、御説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,264万4,000円を追加するものがあります。

補正の内容であります。令和元年度道費療養給付費負担金の精算に当たり、療養給付費分が3億3,207万2,825円の追加交付、高額医療費分が3,264万4,058円の返還予定となっており、北海道と調整の上、差引き2億9,942万8,767円の追加交付を受ける予定となっておりました。それに伴い、令和2年度第2回定例会において、予算の補正を行ったところであります。

しかしながら、令和3年2月22日に北海道国保医療課より、差引きによる追加交付ではなく、追加交付と返還を別々で行うという旨の連絡があったところであります。

北海道への返還期限は令和3年3月31日であり、会計上の処理により歳出枠を確保する必要があったため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分しましたことから、同条第3項の承認を求めるものでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(山田一仁) 質疑、討論の通告はありませんので、これより、議案第14号を採決します。

議案第14号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山田一仁) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり承認されました。

◎日程第 1 2 議案第 1 5 号

○議長（山田一仁） 次に、日程第 12 議案第 15 号北海道後期高齢者医療広域連合債権管理条例案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金谷事務局長。

○事務局長（金谷 学） ただいま上程をされました議案第 15 号北海道後期高齢者医療広域連合債権管理条例案につきまして、御説明いたします。

当広域連合が有する強制徴収権のない債権につきましては、これまでも地方自治法及び同法施行令にのっとり、適時適切に債権管理を行ってまいりましたが、一層の管理適正化を図り、公平かつ円滑な行財政運営に資することを目的に、本条例を制定するものであります。

条例の概要であります。債権の定義を含め、広域連合の債権管理に関する基本的事項や地方自治法及び同法施行令に規定される各種手続を確認するための規定を設けるほか、事実上回収の見込みがない一定の要件に当てはまる債権を放棄できる規定を設け、その場合に議会に報告することを規定しているところでございます。

また、本条例の施行に関し必要な事項は広域連合長が別に定めることとしておりますほか、本条例の施行期日を令和 4 年 4 月 1 日からとし、施行日以前に発生した債権につきましても、本条例の規定が適用されることとしております。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山田一仁） 質疑、討論の通告はありませんので、これより、議案第 15 号を採決します。

議案第 15 号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山田一仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議会運営委員会所管事務調査について

○議長（山田一仁） 次に、日程第 13 議会運営委員会所管事務調査についてを議題とします。

お諮りします。

閉会中における議会運営委員会所管事務調査について、議会運営委員長より議会運営について調査したいので、承認されたい旨の申出がありました。

そのとおり付議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山田一仁） 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定いたしました。

◎閉会宣言

○議長（山田一仁） 本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。
令和3年第2回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会は、これをもって閉会いたします。

午後3時03分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 山田 一仁

署名議員 大石 正行

署名議員 大西 智